

下部消化管認定診療放射線技師細則

令和 2 年 12 月 11 日 制定

(目的)

第 1 条 本細則は、認定診療放射線技師規程に基づき、下部消化管認定診療放射線技師（以下、「下部消化管認定技師」という。）の定義、認定および更新方法等について定める。

(定義)

第 2 条 下部消化管認定技師とは、注腸 X 線検査に関する幅広い専門知識を有し、所定の要件を満たして日本診療放射線技師会（以下、「本会」という。）が認定した者をいう。

(資格申請条件)

第 3 条 下部消化管認定技師の認定を申請する者は、認定診療放射線技師規程第 4 条に示す条件を満たさなければならない。

(認定申請書類)

第 4 条 認定審査を希望する者は、次の各号に定める申請書類を審査料とともに本会に提出しなければならない。

- (1) 下部消化管認定技師認定申請書
- (2) 認定試験前 3 ヶ月以内に、バリウム製剤にて撮影した注腸 X 線検査画像。なお、病変の有無は問わない。
- (3) 注腸 X 線検査の実務経験証明書

(審査の方法)

第 5 条 下部消化管認定技師の認定における試験および審査は消化管画像分科会が毎年 1 回実施する。

- 2 認定試験は、筆記試験および画像評価試験とする。

(報告と認定の実施)

第 6 条

消化管画像分科会は、審査結果を学術教育委員会に報告する。

- 2 学術教育委員会は、審査結果を確認した後、理事会に報告し、本会が下部消化管認定技師の認定を行う。
- 3 審査結果は、受験者宛に文書にて通知する。なお、電話等による合否の問合せには応じない。

(認定証の交付等)

第7条 本会が下部消化管認定技師として認定した者に対し、下部消化管認定診療放射線技師認定証を交付する。

2 本会は、前項の認定者を下部消化管認定技師名簿に登録し、原則として氏名を本会ホームページに公表する。

(認定の有効期限)

第8条 下部消化管認定技師の有効期間は、認定診療放射線技師規程第8条のとおりとする。

2 第3条の規定によって、その資格を喪失したときはその限りではない。

(認定更新申請)

第9条 下部消化管認定技師の更新を希望する者は、認定期間内に更新することができる。

(更新資格基準)

第10条 更新申請者は、次の各号のうちいずれかを満たさなければならない。

- (1) 本会の学術大会及び本会が認める認定診療放射線技師に関する学会及び研究会等への参加実績があること。別表1に定めるカウントが100カウント以上に達していること。
- (2) 更新のためのe-ラーニング講習の受講ならびに確認試験に合格をしていること。

(更新申請書類)

第11条 更新を希望する者は、次の各号に定める申請書類を本会に提出しなければならない。

- (1) 下部消化管認定技師認定更新申請書
- (2) 前条第1号の参加証の写し

(認定および更新に係る費用)

第12条 認定および更新に係る費用は、認定診療放射線技師規程第11条のとおりとする。

(細則の改廃)

第13条 この細則の改廃は、学術教育委員会で行い、理事会に報告する。

附則

- 1 この細則は令和2年12月11日より施行する。

別表 1

	内 容	単位数
(1)	日本診療放射線技師学術大会参加	10
(2)	日本診療放射線技師学術大会において下部消化管画像検査に関する研究発表	10
(3)	日本診療放射線技師会誌において下部消化管画像検査に関する論文発表（筆頭）	20
(4)	日本診療放射線技師会が主催する下部消化管画像検査関連講習会参加	5
(5)	日本診療放射線技師会にカウントの付与を認められた講習会参加	5